

浜田市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携して効果的かつ円滑な支援を実施することにより、その健やかな育成を図るため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、浜田市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(支援対象者)

第2条 協議会が支援する子ども・若者は、40歳未満の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者であって、複数の機関等が連携して総合的に支援する必要があるもの（以下「支援対象者」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 支援対象者の支援方策に関すること。
- (3) 支援対象者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (4) 支援対象者の支援に関する調査研究、研修及び広報啓発に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、浜田市教育委員会教育長並びに別表に掲げる機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

2 協議会に会長を置き、浜田市教育委員会教育長をもって充てる。

(子ども・若者支援調整機関)

第5条 法第21条第1項の規定により、子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、浜田市教育委員会学校教育課青少年サポートセンターを指定する。

2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 支援の実施状況の進行管理に関すること。
- (3) 個々のケースに関する関係機関等の連絡調整に関すること。

(会議)

第6条 協議会の効率的な運営を図るため、協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、関係機関等から選出された者(以下「委員」という。)をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

2 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会の組織及び運営に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針及び活動の評価に関すること。
- (3) 支援対象者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

3 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、関係機関等の実務担当者をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別ケースにおける支援方法及び関係機関等の役割分担に関すること。
- (2) 支援対象者の支援に係る情報共有に関すること。
- (3) 支援対象者となる子ども・若者の事例把握に関すること。
- (4) 支援対象者の支援を推進するための調査研究、研修及び広報啓発に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議は、調整機関の長が必要に応じて招集し、調整機関の職員が会議の進行を担当する。

3 調整機関の長は、実務者会議の開催にあたり、協議に必要と認められる関係機関等のみに対し招集することができる。

(協力要請等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対して会議への出席を求めて意見を徴し、又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第10条 協議会の構成員は、法第24条の規定に基づき、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第11条 関係機関等は、協議会において個別ケースを取り扱うときは、原則として個人情報の取扱いに関する同意書(別記様式)により、支援対象者

本人（未成年の場合は、その法定代理人）から同意を得なければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	関係機関等
教育関係	島根県教育庁浜田教育事務所 島根県教育センター浜田教育センター 島根県立大学 浜田・江津地区県立学校校長会 浜田市校長会 浜田市教育委員会学校教育課
福祉関係	島根県浜田児童相談所 島根県西部発達障害者支援センター 浜田市民生児童委員協議会 社会福祉法人浜田市社会福祉協議会 社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市健康福祉部地域福祉課 浜田市健康福祉部子育て支援課
保健・医療関係	島根県浜田保健所 浜田市医師会
更生保護関係	浜田地区保護司会 少年サポートセンター浜田分室
雇用関係	浜田公共職業安定所 しまね西部若者サポートステーション 公益財団法人ふるさと島根定住財団 浜田商工会議所 石央商工会 浜田障害者就業・生活支援センター 浜田市産業経済部商工労働課
調整機関	浜田市教育委員会学校教育課青少年サポートセンター

個人情報の取扱いに関する同意書

〇〇〇（機関・団体名）は、相談者に関する個人情報を下記のとおり取り扱います。

記

1 個人情報の利用目的

個人情報を以下の目的のために利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。

- (1) 浜田市子ども・若者支援地域協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。構成機関一覧は裏面参照。）が連携して行う支援に関する事項
- (2) 構成機関が、構成機関以外の関係機関等と連携して行う支援に関する事項
- (3) その他、関係機関等が行う支援を効果的かつ円滑に実施するために必要な事項

2 個人情報の提供先

個人情報を以下により第三者に提供します。

(1) 個人情報の提供先

浜田市子ども・若者支援地域協議会

(2) 提供される個人情報の内容

氏名、生年月日、住所、連絡先、家族構成、職業、相談・支援の経過等

(3) 提供先における個人情報の利用目的

ア 子ども・若者育成支援推進法第 15 条第 1 項各号に掲げる支援

イ 支援に必要な情報の交換、支援の内容に関する協議のほか、必要な業務

○ 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 15 条第 1 項各号

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

私に関する個人情報を上記のとおり取り扱うことに同意します。

年 月 日

本人署名 (印)

(本人が未成年の場合)

法定代理人署名 (印) 続柄

(裏面に続く)

浜田市子ども・若者支援地域協議会を構成する関係機関等

区 分	関係機関等
教育関係	島根県教育庁浜田教育事務所 島根県教育センター浜田教育センター 島根県立大学 浜田・江津地区県立学校校長会 浜田市校長会 浜田市教育委員会学校教育課
福祉関係	島根県浜田児童相談所 島根県西部発達障害者支援センター 浜田市民生児童委員協議会 社会福祉法人浜田市社会福祉協議会 社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市健康福祉部地域福祉課 浜田市健康福祉部子育て支援課
保健・医療関係	島根県浜田保健所 浜田市医師会
更生保護関係	浜田地区保護司会 少年サポートセンター浜田分室
雇用関係	浜田公共職業安定所 しまね西部若者サポートステーション 公益財団法人ふるさと島根定住財団 浜田商工会議所 石央商工会 浜田障害者就業・生活支援センター 浜田市産業経済部商工労働課
調整機関	浜田市教育委員会学校教育課青少年サポートセンター